

京都市立浴場条例の一部を改正する条例（平成27年1月8日京都市条例第39号）（文化市民局市民生活部人権文化推進課）

京都市立崇仁第一浴場及び京都市立山ノ本浴場については、改良住宅の適正な居住水準を確保するための施設として設置してきたものであるが、改良住宅における浴室の設置状況を踏まえ、これらの浴場を廃止するとともに、市立浴場の経営の効率化の観点から、京都市立吉祥院浴場を廃止するため、京都市立浴場条例の一部を改正することとしました。

この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。ただし、京都市立崇仁第一浴場に関する部分は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市立浴場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年1月8日

京都市長 門川大作

京都市条例第39号

京都市立浴場条例の一部を改正する条例

京都市立浴場条例の一部を次のように改正する。

別表第1京都市立崇仁第一浴場の項、京都市立吉祥院浴場の項及び京都市立山ノ本浴場の項を削る。

別表第2京都市立崇仁第一浴場の項、京都市立吉祥院浴場の項及び京都市立山ノ本浴場の項を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第1京都市立崇仁第一浴場の項を削る改正規定及び別表第2京都市立崇仁第一浴場の項を削る改正規定は、市規則で定める日から施行する。

(文化市民局市民生活部人権文化推進課)